

別表第 2（第 3 条関係）

補助要件	次の各号のすべてに該当するものとする。 (1) 市内に独立して事業を営むことができる当該店舗又は事業所にて創業すること。主たる事業として週 4 日以上営業し、営業時間が 1 日 4 時間以上であること。 (2) 当該店舗又は事業所の所在する商店街団体等の構成員として承認を受け、その活動に参加すること。ただし、商店街団体等が組織されていない区域にあっては、上山市商工会に加入すること。 (3) 第 5 条の交付申請を行う前に事業計画書（様式第 2 号）及び収支予算書（様式第 3 号）に関し、上山市商工会の経営指導を受け承認を得るとともに、開店後 1 年間は毎月経営指導を受けること。 (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業でないこと。 (5) フランチャイズ加盟小売店又は大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）に規定する大規模小売店舗でないこと。 (6) 市税等の滞納がないこと。 (7) 開業後 3 年以上事業を継続すること。
------	---